

連載

監修 早稲田大学名誉教授 中村真澄
株式会社商船三井海法ゼミナール〈第6回〉

保証渡しと出訴期限条項に基づく運送責任の消滅

最高裁判所平成9年10月14日判決、海事法研究会誌No.145 59頁

第一審：東京地方裁判所平成6年5月24日判決、金融法務事情No.1400 104頁

原審：東京高等裁判所平成7年10月16日判決、金融法務事情No.1449 52頁

小川総合法律事務所
弁護士 雨宮 正啓

〔事案〕

Y1（被告、被控訴人、被上告人）は、海運業等を営む会社であり、本件運送品を平成3年3月28日、香港において船積みし、船荷証券を発行した。当該船荷証券は、本件運送品の荷送人（売主）を経由して、銀行業務を営む株式会社であるX（原告、控訴人、上告人）が所持するにいたった。本件運送品は、同年4月8日神戸に陸揚げされた。Y2（被告、被控訴人、被上告人）は、Y1の代理店であるが、同年4月18日、本件船荷証券と引き替えられることなく、買主である訴外Zに対し、いわゆるシングルL/Gに基づき、本件運送品を引き渡した（保証渡し）。

Xは、平成4年5月20日、Yらを相手に、運送品引渡請求権を侵害されるなどしたとして、債務不履行ないし不法行為による損害賠償請求訴訟を提起した。本件は、現行国際海上物品運送法ではなく、旧法が適用された事件であり、現在では立法的に解決された問題も争点となっていた。本件の主な争点は、下記約款25条2項が規定する除斥期間満了により、Y1の損害賠償債務が消滅するかである。なお、本件船荷証券は、以下のとおり規定していた。

約款5条

「全ての使用人、代理人及び下請人は、運送人の利益のための本証券中の全規定の利益を自らの利益のために享受することができ、この契約を締結するに当たり、運送人は、それらの規定に関しては自己のためだけでなく、右使用人らとして

も契約を結ぶものである。」

約款25条2項

「いかなる場合においても、運送人は、運送品引渡の後、あるいは引き渡されるべき日の後1年以内に訴訟が提起されないときには、運送品の不着、誤渡、遅延、滅失又は損傷についての一切の責任を免除される。」

〔判決内容〕

一 第一審

1 争点

（一）保証渡しの違法性

Yらの主張

「Xは、本件船荷証券の記載から、船積日である平成3年3月28日から日ならずして運送品が荷上港である神戸へ到着すること、到着した運送品は、遅滞なく受け取る必要があることを知りながら、訴外Zに対し輸入ユーザンス手形の差入れを受けて貸付を行い、かつ、その弁済期を本件運送品到着の2か月以上も後の同年6月14日まで猶予したことにより、訴外Zが本件船荷証券をXに預託したまま本件運送品を受け取り、これを処分することを認めたものである」から、「Yらのした本件保証渡しは、Xの承認の下にしたこととなり、違法性はない。」

Y1の主張

「Y1は、Y2に対し、シングルL/Gによる運送品の引渡をしないように指示していたにもかかわらず、Y2が独断で本件保証渡しをしたものであり、Y1に責任はない。」

(二) 除斥期間の満了

(1) Y1の主張

約款25条2項ないし旧法14条の規定する1年間の除斥期間により、損害賠償債務は消滅した。

(2) Y2の主張

約款5条が規定するヒマラヤ条項により、自己のXに対する債務も1年間の除斥期間により消滅した。

(3) Xの主張

①約款25条2項は、運送人の悪意を除外していない限りで旧法14条に反する特約に該当し、旧法15条に照らし無効である。

②本件運送品の引渡には、旧法14条但書の悪意があったものというべきである。

③Y2は、訴外Zが船荷証券を所持していなかったことや、XがバンクL/Gを発行していなかったことを承知していたこと及びXとYらとは平成3年7月17日以降平成4年6月11日まで交渉を継続してきたことからすると、Yらに旧法14条の除斥期間の適用を認めることは信義誠実の原則に反する。

④除斥期間の適用あるとしても、Yらは、平成3年6月20日の時点で、Xの問い合わせに対して、まだ荷物を保管している旨の虚偽の回答をしており、Xが本件運送品が引渡済みであることを知ったのは同年7月16日であることからすれば、右除斥期間の起算日は同日とすべきである。

⑤XとYらとが交渉を継続した日まで合意により除斥期間は延長されている。

2 判決

(一) 保証渡しの違法性

判示なし。

(二) 除斥期間の満了

(1) Y1について

①約款25条2項の趣旨について

この条項の定める1年間の期間は除斥期間であるとし、「右条項には、運送人の運送品の滅失等についての一切の責任を免除するとあり、右条項の設けられた趣旨が、海上運送

の性質上、長い間証拠を保全することが困難であることなどからできるだけ速やかに法律関係を解消させることにあること（弁論の全趣旨）からすると、右条項は、運送人の運送品の滅失等について、その原因を問わず債務不履行責任のみならず不法行為責任による損害賠償債務を含め一切の責任を免除した免責約款であると解すべきである。」

②約款25条2項の本件保証渡しへの適用

「本件船荷証券約款25条2項は、船荷証券の所持人に対する運送人の運送品の滅失による債務不履行ないし不法行為による損害賠償義務についても適用されることからすると、Y1のXに対する本件保証渡しにより生じた損害賠償債務についても、右条項が適用されるものというべきである。」

「これに対し、Xは、右条項は、運送人の悪意の場合を適用除外しない点において法14条に反する船荷証券所持人に不利益な特約に該当し、法15条1項に照らし無効であると主張するが、同項は、運送品の荷揚げ後の事実により生じた損害には適用されない（同条3項）ところ、本件保証渡しは、本件運送品が神戸に陸揚げされた平成3年4月8日より後である同月18日の事実であるから、右条項は本件保証渡しにより生じた損害について適用する限りにおいては、法14条3項（法第15条3項の間違いであると思われる）に照らして有効なものというべきである。」

Xの除斥期間の適用が信義原則に反するという主張に対し、「本件保証渡しを実施したY2において、訴外Zの信用状況等を一応把握し、これまで同社の保証渡しによるトラブルが発生していないことなどから、従来どおり、トラブルは発生しないものと予想して本件保証渡しをしたものであることが認められること、また、このような保証渡しは商慣習として行われていること、他方、被告らにおいて、訴外Zが船荷証券を交付しないことが見込まれるにもかかわらず、敢えて本件保証渡しをしたというような故意ないし重大な過失によって損害

を生じさせたといった事情が見当たらないことも勘案すると、Y1の本件損害賠償債務に右条項を適用することにつき、公序良俗に反するとか信義誠実の原則に反する事情があるということとはできない。」

③除斥期間の満了について

「本件運送品が引き渡されるべき日は、平成3年4月9日であることが認められるから、平成3年4月9日から1年経過した平成4年4月9日の経過により、Y1のXに対する本件の債務不履行ないし、不法行為による損害賠償債務は、除斥期間が満了し消滅したものであるべきである。」

Xの主張④に対し、「右約款の右条項には、右除斥期間の起算日が運送品が引き渡されるべき日であることは明記されており、また、右条項の設けられた趣旨が、前記のとおり速やかに法律関係を解消させることにあること、Xが本件運送品が引渡済みであることを知ったのが、平成3年7月16日であったとしても、この時点で、それなりの対処をすることがXにとって不可能であった事情は窺われないことからすると、仮にXが主張するような被告らの不適切な対応により、Xが本件運送品が引渡済みであることを知ったのが遅れたという事情があるとしても、これをもって、右除斥期間の起算日を遅らせるのは相当でないものというべきである。」

Xの主張⑤に対し、「XとYらとの間で、平成4年6月11日まで右除斥期間を延長する合意があったと認めることはできない。また、同日まで、XとYらが交渉を継続していたことをもって、同日まで除斥期間を延長する合意が成立したものとみるのは、明らかにYらの意思に反するばかりでなく、前記の除斥期間を設けた趣旨に照らしても、そのような不明確な事情によって右除斥期間を実質的に変動させることは相当ではない」とする。

Xの主張⑥に対し、「右約款の右条項は、運送人に悪意があった場合を含めいかなる場合においても運送人の運送品の滅失等について

の一切の責任を免除したものであることは前記のとおりであり、Xの右主張は理由がない。」とする。

(2) Y2について

「右条項(約款5条)により、使用人らは荷主らに対し、運送人が有するの同一の抗弁、責任制限の利益を援用することができるのものということができる。」

「Y2が、Xに対する本件不法行為による損害賠償債務につき、・・・本件約款25条2項の適用を援用したものであるところ、これが認められるので、同被告のXに対する本件損害賠償債務は、・・・除斥期間満了し消滅したものであるべきである。」

(3) 結論

「Xの被告らに対する損害賠償請求権は、平成4年4月9日の経過により消滅したものであるべきである。」

二 原審(東京高判平成7年10月16日)

Xは、第1審を不服として控訴した。

Xの追加主張

- ① 約款25条2項の免責は、不法行為責任には及ばない。同約款は、契約責任に関する特約であり、免責が不法行為についてまで及ぶと解することはできないし、そのように解することは船荷証券所持人に不利益な特約を認めることになるから、法15条1項により許されない。
- ② 仮に、約款25条2項の免責が不法行為責任について及ぶとしても、本件保証渡しは、故意または重過失に基づく権利侵害であって、同約款が免責の対象として列挙する運送品の不着、誤渡、遅延、損傷のいずれにも該当しないから、結局、Yらは免責されない。
- ③ 本件保証渡しについては、Yらに右の悪意あるいは重過失が認められるのであるから、約款25条2項による免責の効力は及ばない。

2 判決

「保証渡しは、正当な船荷証券所持人の権利を侵

害するという意味において違法であり、Yらに債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償責任が発生したが、本件船荷証券約款25条2項の定める除斥期間が経過したことにより、右責任は消滅した」とし、第一審の理由の他、以下の点を理由にあげた。

- (1)「Xは、右約款25条2項も、法14条本文が契約責任に関する規定であって不法行為については適用されないこととの対比において、不法行為に基づく損害賠償責任については適用されないと主張するが、右条項は「いかなる場合においても、運送人は、・・・一切の責任を免除される。」と規定しているので、不法行為責任を除外する趣旨ではないものと解するのが相当である。」
- (2)「Xは、右条項にいう運送品の「滅失」は、保証渡による引渡を含まないと主張するが、右の「滅失」は、物理的滅失のみならず、運送品の相対的引渡不能をも含むものと解するのが相当であるから、Xの右主張は理由がない。」
- (3)Xは、本件船荷証券約款25条2項は、運送人悪意の場合には適用されないと主張するが、同項は、法14条ただし書のような運送人悪意の場合を除外する旨の明文の規定を持たず、「いかなる場合においても、運送人は、・・・一切の責任を免除される。」と規定しているのであるから、悪意の場合にも適用があるものと解すべきである。

Xは、また、約款25条2項が運送人の悪意の場合を除外していないとすると、悪意の場合を含め一律に免責を認める点において、法14条に明らかに反する船荷証券所持人に不利益な特約であるから、法15条1項により無効であると主張する。しかし、法15条3項は、運送品の船積前又は荷揚後の事実により生じた損害については、同条1項を適用しないとしているので、免責についても、公序良俗に反しない限り、いかなる特約をすることも許されるものと解されるところ、改正法14条1項は悪意の場合を除外した法14条ただし書を削

除しているのであって、このような法の動向から考えても、右改正前であっても悪意の場合を除外しない特約が公序良俗に反するものといえないことは明らかである。・・・また、右約款が、不法行為に基づく損害賠償責任をも免責するとしている点も、船荷証券所持人に不利益な特約であるが、同様の理由により、本件保証渡につき適用する限り有効と解すべきである。改正法20条の2第1項が運送人の免責に関する14条の規定を不法行為による損害賠償の責任に準用するとしていることに照らしても、不法行為を免責する特約が公序良俗に反するものといえないことは明らかである。」

- (4)「Xは・・・Y1に悪意が存する本件保証渡については、法14条ただし書により同条本文の除斥期間の適用がないと主張するが、・・・約款25条2項は、運送人に悪意があった場合を含め、運送人による運送品の滅失等についての一切の責任を免除したものであるから、荷揚後の事実である本件保証渡については、Y2の悪意の有無につき判断するまでもなく、同約款による除斥期間を適用することができるというべきであり、Xの主張は採用することはできない。」
- (5)「よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却する」。

四 最判

Xは、原審を不服として上告した。

1 主な上告理由

- (1) 約款25条2項は、不法行為責任を除外する限りで旧法15条1項に違反し、無効である。
- (2) 改正前においては、不法行為には旧法14条の適用がない。
- (3) 不法行為に旧法14条の適用があったとしても、Yらは悪意である。
- (4) 不法行為責任について法に違反しないとしても、保証渡しを含むものとする限りで無効である。
- (5) 約款25条2項の「滅失」には保証渡しを含

まない。

- (6) 約款25条2項が保証渡しについてもその免責を認めても、Yらがその利益を享受することは、権利の濫用・信義誠実の原則に反する。

2 判決

「所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、右事実認定の下において、運送人の船荷証券所持人に対する運送品滅失に係る不法行為による損害賠償責任についても適用される本件船荷証券の約款25条2項は、国際海上物品運送法（平成4年法律第69号による改正前のもの）に違反するものではなく、本件運送品が上告人に引き渡されるべき平成3年4月9日から1年を経過したことにより、XのYらに対する損害賠償請求権は消滅したとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。よって、民訴法401条、95条、89条に従い、裁判官全員の一致の意見で、主文のとおり判決する。」

【検討】

一 現行法上解決された問題

旧14条但書は、「運送人に悪意があったときは、この限りではない。」と規定して、悪意のある運送人は短期の除斥期間の利益は享受できないとされていた。また、運送人の不法行為責任に対し、旧14条が適用されるかについて、最判昭和44・10・17は、「14条の規定は、商法における運送人の責任に関する規定と同様に、運送人の運送契約に基づく債務不履行責任に関するものであって、運送人または荷役業者に対する不法行為に因る損害賠償の請求についてはその適用がない。」とした（注1）。そこで、約款25条2項は、運送人の悪意の場合を除外していない、また不法行為に適用される限りで、旧法14条に反し、法15条に照らし無効とならないか、保証渡しは、旧法14条但書の「悪意」にあたるかが問題となったが、現行法

では、但書は削除され、不法行為にも適用されるようになったので、上記の点は問題とならなくなった。

さらに、旧法14条、約款25条2項の規定は、運送人の代理店にも適用があるかについて、改正前には争いがあったが、現行法では、法的に認められ解決した（20条の2第2項）。

二 保証渡しに現行法14条の適用あるか。

適用があるとするのが多数と思われる。

ヘーグルールでは「物品の滅失または損傷に関する一切の責任」(all liability in respect of loss or damage)と規定されていたのをヴィズビールールでは、「物品に関する一切の責任」(all liability whatsoever in respect of the goods)とその表現が改められているが、この改訂の目的の一つに、船荷証券の呈示なくして行われた運送品の引渡の場合にも出訴期間の制限を適用し、運送人の責任も1年の期間経過によって消滅させることにあるといわれている（注2）。

また、本判決で問題となった約款25条のような14条と同趣旨の約款は、保証渡しの場合にも有効とされられると思われる。

三 保証渡しの場合の除斥期間の起算点はいつか。

本判決では、船荷証券所持人に引き渡されるべき日をもって、その起算点とすべきであるとし、多数説も同様の結論をとる（注3）。この説は、「保証渡しは、船荷証券の返還がない限り運送品の引渡しがあったことにはならないで、むしろ運送品を滅失させる原因となった事実」であること（注4）、全部「滅失」の中には、保証渡しをも含むことなどを理由としている（注5）。これに対し、未だ損害が発生していない時から除斥期間が進行を開始するという不合理が生じる、供託する場合の除斥期間の起算点とのバランスを考慮して判断すべきとし、現実に保証渡しをした日から進行するとする説がある（注6）。

四 黙示の延長合意

本判決では、黙示の合意延長があったか否かが争点とされているが、本判決で適用された旧法では、合意延長を明文で認めておらず、それが認められるか否か解釈上争いがあった(注7)。本判決では、その点については、全く判断されていない。ところで、現行法14条2項では、合意延長自体は認められている。そして、期間延長の合意について、特別の方式は要求されていないことから、黙示の合意も認められとするのが多数である(注8)。そこで、現行法上でもどのような場合に黙示の合意延長が認められるかが問題となるのである。

本判決では、交渉が継続していたことをもって、除斥期間を延長する合意が成立しているとみるのは、相当ではないと判示している。これに対し、運送人と荷受人等との間で和解交渉が行われている間は、除斥期間の黙示的延長がなされているとみるべきとする学説がある(注9、10)。

五 まとめ

本件は、国際海上物品運送法改正前の事件であるにもかかわらず、本判決は改正法を意識し、それを先取りしている感は否めないが、結論は妥当であると考えられる。改正により、本判決で争点となった法律上の論点の多くは解決されたが、保証渡しの場合の起算点及び延長の合意に関しては、最高裁による判断が出された実務的意義は大きい。当事者間で単に示談交渉しているだけでは、引渡しあるべき日から1年の経過により時効は完成することになるので、債権者であるB/L所持人は、相手方から明示の除斥期間延長をとることが望ましいと思われる(本判決前でも、明示の期間延長をとることが通常行われていたが、より一層そうすべきといえる)。

六 関連問題

保証渡しの場合に、運送人が現行法13条の定める運送品に関する責任制限の利益を享受しうるか。この点に関する日本における判決例は見当たらず、実務的には、本問題のほうが関心が高いと思われる。

この点通説は、保証渡しをしたことにより、運送人が証券所持人に運送品を引き渡すことができないことは運送品の滅失または滅失に準ずるとして、法3条1項により損害賠償責任を負うものと解し、この場合にも運送人責任軽減の規定は適用されるとする。これに対し、保証渡しは、国際海上物品法3条第1項の「運送品の滅失」に該当せず、運送人の損害賠償責任は原則として国際海上物品法によらず民法の一般原則によって決すべきであるとし、13条による責任軽減を認めないとする有力説がある(注11)。

有力説は、保証渡しは、所持人との関係では違法であり、運送人はその違法な行為を認識して行っている、また保証渡しは、運送人の危険において行われるものであるうえ運送品は証券所持人に引き渡されるというB/Lの根本的なシステムに違反するものとする。通説は、保証渡しは海運の実務で多く行われており、通常運送人は、B/L所持人に損害を負わせるまでの認識はなく保証渡しを行っているものであり、また、B/Lを回収できないと見込まれるのに保証渡しをした場合等運送人にB/L所持人の損害につき認識ある場合には、故意・認識ある無謀行為にあたり(13条の2)、責任制限が認められないので、具体的事例において不合理な結果が生じるおそれはないと考えていると思われる。

本判決は、除斥期間経過による責任消滅に関する判決であり、直接本問題について判断しているものではないが、本判決で保証渡しは、「滅失」にあたりと判示している点は、通説に有利であり、この点を重視すると、日本における裁判では通説を支持する結論がとられる可能性の方が高いのではないと思われる(注12)。 ■

1. 判例時報575号71頁、判例タイムズ241号80頁
2. Scrutton. Chaterparties and Bill of Lading. 1984 19th. ed. p441 note 32、石井照久「船荷証券条約の改正」海法会誌復刊11号8頁、谷川久「船荷証券条約及び海難救助条約の改正一第12回海事法外交会議報告」海法会誌復刊13号32頁、中村眞澄「海上物品運送人の責任の消

- 滅期間」本誌121号4頁、戸田修三・中村眞澄編「注解国際海上物品運送法」(1997年、青林書院)301頁(中村眞澄執筆)
3. 小町谷操三「海上運送人の責任の消滅時効について」民商法雑誌47巻4号497頁、小町谷「統一船荷証券法論」270頁、谷川「海上運送人の責任の除斥期間」大阪市立大学法学雑誌9巻321頁、田中誠二・吉田昂「コンメンタール国際海上物品運送法」227頁、中村・前掲論文9頁、戸田・中村編「注解国際海上物品運送法」307頁(中村執筆)、同210頁(武知政芳執筆)
 4. 小町谷・前掲論文497頁
 5. 谷川・前掲論文335頁、田中・吉田・前掲書227頁
 6. 平泉貴士「民事判例研究(1)」法学新報第102巻1号186頁
 7. 中村・前掲論文11頁、戸田・中村編「注解国際海上物品運送法」309頁(中村執筆)
 8. 中村・前掲論文12頁、平泉・前掲論文188頁
 9. 中村・前掲論文12頁
 10. 平泉教授によると米国では次の基準が承認されている(前掲論文189)。

①出訴期限の禁反言については、「悪意による不実表示(malicious misrepresentation)」基準

「原告が被告の行為によって、当然のこととして誤り導かれたか否か、被告の行為が原告をなだめてなんとか安心させ、必要な期間内に訴えを提起しないように説きすすめたか否か」というものであり、具体的には、単なる和解交渉では十分ではなく、被告が、出訴期限が満了するや否、和解交渉から撤退し、その表示が、原告を欺くとい

う明らかな意図をもって行われたような場合であるとされる。

②行為による出訴期限の進行の停止については、「詐欺的な隠蔽(fraudulent concealment)」基準。

被告による詐欺的な隠蔽があり、原告がこの行為に気付くべく合理的な注意をもって行動する場合には、出訴期限の進行を停止するものであるが、詐欺的な隠蔽が出訴期限の進行を停止するとの主張を行う原告は、自分が適時に行動することを怠ったことが、被告による積極的な行為の結果であったことを立証しなければならない。情報の消極的隠蔽は、被告が原告に対して情報を開示する忠実義務を有するものでない限り、詐欺的な隠蔽を構成しない。さらに、あらゆる積極的な隠蔽行為が、出訴期限の進行を停止するわけではない。この隠蔽は、きわめて重要な要素または抗弁に関するものでなければならないとされている。

11. 戸田・中村編「注解国際海上物品運送法」209頁(武知政芳執筆)
12. 英国では、B/L所持人の同意なく、運送人がB/Lと引換ではなく、運送品を引き渡した事案で、運送人による損害賠償額の定型化についての条項に基づいて、損害賠償額を算定すべきという主張に対し、その条項は、物理的な滅失または損傷に関する規定であり、不当渡しの場合には関係がなく、不当引渡しの場合には、運送人の責任を制限することはできないと判示した判決がある(“The Ines” [1995] 2Lloyd's Rep. 144)。